

新潟市潟東農村環境改善センター指定管理者 事業計画

資料2 (議案第127号) 文教経済常任委員会
平成30年12月14日 西蒲区産業観光課

項 目	潟東地域コミュニティ協議会(選定者)
1. 事業者の概要	代表者 潟東地域コミュニティ協議会 会長 佐藤 正昭 設立 平成18年3月25日 事業内容 コミュニティ活動の企画・立案並びに事業運営の執行管理及び統括に関する事 地域住民の生活環境向上に関する事 地域住民の福祉・保健向上に関する事 地域の文化・スポーツに関する事 地域の産業と経済活動の発展に関する事 その他、本会の目的を達成するために必要な事 施設管理実績 指定管理者 潟東農村環境改善センター (25年4月～現在)
2. 経営理念	当協議会と協議会の構成団体の持つ地域とのつながりを活用し、安全で使いやすい施設管理を行うことにより、農村環境改善センターの利用拡大を図り、農業及び農村地域の健全な発展を目指します。 公共施設としての性格を十分理解し、条例や規則等を遵守するとともに、経費の削減に努めます。 ① 接遇・個人情報の保護をはじめ、指定管理者として人材育成のため各種の研修会を開催します。 ② 施設の「使いやすさ・使い勝手の良さ」を追求し、利便性の向上を目指します。 ③ 農村地域の特性を踏まえ、地域に住む人たちが当施設を有効に使用できるよう啓発を行います。 ④ 施設の効用を最大限発揮できるよう日常の管理に努め、管理経費が節減できるよう努力します。 ⑤ 来館者にアンケートを実施し、常に利用者の声を聞き、適切な施設管理・運営に反映させます。 ⑥ 平等利用とコンプライアンス
3. 指定管理者申請の動機	潟東農村環境改善センターの設置目的は、「農村の生活環境と農業生産基盤の整備を一体的に推進し、もって農業及び農村地域の健全な発展を図るため、地域活動の中心的施設として農村環境改善センターを設置」とあり、当協議会が「住みよい環境づくりと、住民が安心して暮らせる活力ある地域社会づくりの推進」を目的としていることから、本施設を潟東地域の地域活動の拠点施設として捉え、設置趣旨、各事業の目的達成のため、より効果的効率的に管理運営を行いたいと考えました。
4. 事業計画 (1) 運営方針 (2) 事業計画 (3) 集客計画 (4) 入館者数(見込) ※自主事業を含む。	(1) 指定管理者の最大の地域住民サービスは、「安心・安全・快適な環境の提供」を基本とし、施設機能を有効に活用したPRを努め、コミュニティ協議会団体へ施設利用促進の呼びかけを行い、利用者の増加を図ります。 (2) 潟東農村環境改善センターを会場とする事業の開催 ・避難所1泊体験事業 平成31年9月上旬 参加見込 40人 ・文化講演会 平成32年1月11日 参加見込 100人 (3) 当協議会の構成団体等に施設の周知及び利用の促進を図ります。 ・地域との連携及び地区外への利用促進(おまつり広場、カモねぎまつり) ・広報活動(『かけはし』を年6回発行) (4) 平成31年度 施設利用者数見込 12,500人(一般利用 11,700人 カモねぎまつり800人)
5. サービス内容 開館時間 開館日	開館時間: 午前9時～午後10時 開館日: 毎月第3木曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合はその翌日)及び年末年始(12/29～1/3)を除く日
6. 支出計画	人件費 3,722,550円 管理費 2,287,000円 事務費 61,450円 計 6,071,000円
7. 組織・人員体制	センター長 1名 日勤 3名 交替制 夜勤 2名 交替制
8. 雇用・労働条件	日勤 (8:30～17:15) 日給 6,350円(819円/1時間) 夜勤 (17:00～22:00) 時給 810円 センター長 (9:00～10:00) 月給 6,000円
9. 安全確保及び緊急時の対応	日常点検の重要性を理解し、施設利用の安全確認には全力を挙げて徹底を図ります。 ① 安全点検チェックリストを作成 ② 設備・機器等の定期点検安全点検 ③ 事故発生時の緊急連絡網の整備 ④ 消防法による定期点検、避難訓練の実施 ⑤ 利用者(団体)への「事故防止」啓発 ≪緊急時の対応≫ <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin-right: 20px;"> 事故発生! 災害発生! </div> <div style="text-align: left;"> 1. 来館者の避難誘導、施設の状況把握 2. センター長へ連絡 3. 関係各所(西蒲警察・西蒲中央病院・西蒲消防署)へ連絡 4. 西蒲区産業観光課へ報告、対応の協議 </div> </div> 緊急連絡先は、管理人席から目につくところに大きく貼り出します。 また、指定避難所としての対応については、市の避難所マニュアルに沿って対応します。

<p>10. 要望・苦情への対応</p>	<p>利用者から寄せられる要望や苦情には、快適な施設利用の実現のために情報の収集と適切な対応に努めます。また要望・苦情の内容については、速やかに区役所産業観光課に報告し、情報の共有を行い、対応方法の報告または協議を行います。トラブル防止のための施設設備の点検整備を行うとともに、接遇研修等の実施により職員の資質向上を図ります。</p>
<p>11. 個人情報の取扱・コンプライアンス</p>	<p>新潟市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の保護を徹底します。 施設職員に対する個人情報保護教育を行い、潟東農村環境改善センターの管理に関する協定書はもとより、各種の法令を遵守するとともに守秘義務を徹底します。 センター長を統括責任者とし、職員に個人情報の基本を教育して、関係書類などの漏えい防止に努めます。</p> <p>① 個人情報の範囲 利用申込等の施設の管理運営上、利用者が記入した全ての書類及び電話受付、来場等で得た全ての情報。</p> <p>② 利用の制限 ①により知り得た個人情報は、潟東農村環境改善センターの利用、施設管理以外は利用しません。</p> <p>③ 個人情報の取扱い ・施設の管理にあたり保有した個人情報は、漏えい・改ざん・滅失及び棄損の防止に徹底を図ります。 ・施設の管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関し、知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的の為に使用しません。</p> <p>④ 施設管理者として、施設管理にかかる情報を適正に管理します。</p>
<p>12. 環境保護の取組・社会貢献活動の実績・地元団体の活用・ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組(男女がともに働きやすい職場環境づくり、女性の登用等)</p>	<p>環境保護の重要性と公共施設の果たすべき役割を十分に理解し、以下の内容に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用団体にゴミを出さない事業運営、イベントの啓発 ・暖房は20度、冷房は28度に設定し、電灯等はオン・オフを細目に切替えます。 ・「健康ウォーク」等を健康年齢維持のため、通年活動として取り組んでいます。 ・「おまつり広場・どろんこカップ」は当地区内外から多くの参加者が集まり、また当地区出身者と地域住民をつなぐ行事を行っています。 ・防犯青色パトロールに毎週火曜日取り組んでおり、地域の安心安全を守ります。 ・物品購入等には、地元事業者を見積等に参加してもらいます。 <p>当協議会の方針として、男女がともに働きやすい職場環境づくり、仕事と家庭生活等の両立、女性の能力活用等が重要な旨を理解し、それらに取り組んでいます。(職員5人の内3人が女性。また協議会役員も女性を3人登用。)</p>